

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 25 日現在

機関番号：32643

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830040

研究課題名(和文) グローバル化時代の国内統治構造

研究課題名(英文) Domestic Government System in the Era of Globalization

研究代表者

山田 哲史 (YAMADA, Satoshi)

帝京大学・法学部・助教

研究者番号：50634010

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：グローバル化時代における「民主主義の赤字」の問題に対処すべく、国内の統治構造のあるべき姿の一端を解明した。具体的には、国際的規範の自動執行性ないしは直接適用可能性といった問題が、国内憲法の観点から多次元の法規範の受容可能性を問う、優れて憲法的な問題を扱う事象であることを解明した。また、国内の行政手続が、国際的にトップダウン型の民主的法形成が困難な時代において、法規範の民主的正統性を担保する手段として機能しうる可能性についても検討を深められた。

研究成果の概要(英文)： Through this research activity I have studied about the ideal government system of the domestic level in the era of globalization.

In this study at first I clarified that the issue of 'self-execution' or 'direct application' of international norms is the domestic constitutional matter. That is to say, through the examination of 'self-execution' by domestic courts, international norms are certified its conformity with the basic constitutional values in a certain state.

Furthermore I also deepened the understanding over the possibility of administrative procedure on the domestic level in order to legitimize the legal norms democratically, even in the age, when the democratic top-down lawmaking is very difficult at least on the international level.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：グローバル化 民主的正統性 知見の発信 国際研究者交流 国際情報交換

1. 研究開始当初の背景

グローバル化の進展にともなって個人の活動を規律する規範も、実質的に国際会議や国際機関といった国際的なフォーラムで形成されるようになってきている。そこでは、従来の国内の意思決定モデルとは異なり、国民やその代表者ではない「他者」による決定がなされ、所謂「民主主義の赤字」が生じている。このような時代背景・時代状況を踏まえて、民主政に関する、これまでの憲法学や行政法学といった国内公法学の知見を活かす形で、次世代の国内統治構造を探る要請の高まりが、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究においては、上述の「民主主義の赤字」問題を解消すべく、それに適合的な国内の統治構造の全体像について解明することを目的とする。具体的には、法規範の民主的正統性を確保するために、従来研究を進めてきた国内議会の機能強化に加えて、行政手続や裁判所が果たすべき役割の解明が目的とされ、特に後者についてより詳述すれば、国際的規範の自動執行性と呼ばれる問題の性質を解明することが大きな目的とされる。

3. 研究の方法

ドイツ公法(学)・アメリカ公法(学)との比較法の方法を採用し、国際的な問題について取り扱う研究であることに鑑みて、国際法学との分野横断的な研究手法も用いる。これらの分野の学説を論じる文献の他、各国国内判例及び国際判例を含めて、文献研究という方法が採用される。

4. 研究成果

(1) まず、国内議会の権限強化という点については、すでに本研究開始前に博士論文として一定の成果を出していた。すなわち、「条約」該当性を実質的に行うことを通じて、条約承認手続の守備範囲を拡大する手法と、条約締結以前の交渉の場面からの、比喩的にいえば、点ではなく線、あるいは面の形での外交への議会コントロールを行うといった方面からのアプローチの必要性である。

この点に関して、博士論文での成果をふまつつも、現状の把握をより精確なものとするかたちで、博士論文を単にそのまま公表するのではなく、さらなる展開を盛り込む形での公表をはかることとし、そのための追加作業も、本研究の一環として行われた。ここでの成果としては、博士論文で私が注目した、アメリカ合衆国における特殊な国際協定の承認・受容手法である、fast track という制度が、現在の TPP 交渉を巡って、合衆国でも重要な役割を果たすものとして、学界また実

務会において注目を集めていることもわかった。この点については、後掲雑誌論文に反映されている。

この他にも、ドイツとの比較法の側面では、いわゆるユーロ危機における議会権限の機能の仕方について、2012年以降の最新の議論状況を把握することが可能となり、後掲雑誌論文「ないし」に反映された。具体的には、迅速性の要求と議会権限の確保の要請の調整を図るため、議会の委員会などの活用が模索されているものの、少数意見の反映が可能となるべく、その構成については憲法上の制約が課されることが、連邦憲法裁判所の判例という形で示されていることを、我が国に紹介することができたのである。

(2) 続いて、国内裁判所の役割に関して研究成果について紹介する。

この点について、一つ目に、国際的規範の自動執行性ないしは直接適用可能性といった問題が、国内憲法の観点から多次元の法規範の受容可能性を問う、優れて憲法的な問題を扱う事象であることを解明した。そして、そのあり方を具体的に示していくことが本研究の中心的目標に据えられることとなった。

さらに、自動執行性の問題については、国内における立法府と司法府との間の権限配分の問題としても再構成することが可能であり、従来論じてきた、国内議会の機能強化の必要性とも接合可能であることも明らかになった。より具体的には、単に自動執行性が権力分立の問題であるということを示すのみならず、権力分立の面も踏まえた上で、自動執行性をいかに判断するべきかについても検討を進め、従来国際法的基準ないしは主観的基準といわれてきたものは、国際法上の規範内容の画定の作業としての意義はあるが、狭い意味での自動執行性の基準とはいいたくないこと、客観的基準も、従来のように規定の明確性のみをみるのではなく、国際的規範の形成主体等の点も盛り込んで判断すべきことを提唱するに至った。

以上の成果については、主として後掲雑誌論文において公表した。その他、後掲雑誌論文「ないし」にも適宜反映させている。

(3) 続いて、グローバル化時代における行政のあり方に関する成果について説明する。

博士論文段階において、既に私は国内議会の機能の限界を補うものとして、行政手続を利用する可能性について言及してきた。ただし、アメリカ合衆国において、行政手続、とりわけ我が国にいう意見公募手続といったものの活用が、民主的アカウンタビリティを向上させるという点で擁護されるのであるが、民主的アカウンタビリティの意義については必ずしも判然としていない。

博士論文ではこの点について、消化不良な点を残していたのであるが、既に述べた通り、

博士学位論文を、これに修正を加えて上で、発展的に公表する作業を行うために、本研究の一環として、この点に関する検討の深化を行った。それは具体的には、ややもすればプラグマティックに走りがちなアメリカ合衆国の議論を、ドイツにおける民主的正統性論との接合にさせ、理論的検討を行うという、日独米の三ヶ国比較である本研究の真骨頂ともいえる手法によって深めることができたのである。

以上の研究の成果として、国内の行政手続が、国際的にトップダウン型の民主的法形成が困難な時代において、法規範の民主的正統性を担保する手段として機能しうる可能性は、疑問も少なからず存在するとはいえ、大きなものであるということが示されたということができよう。

以上の成果は、後掲雑誌論文 ないし、中でも主として の内容に反映させることができた。（においては、合衆国における最新のアカウントビリティ論の紹介と、ドイツの議論を参照する形で、理論的・批判的検討が示されている。）

(4) (2)の成果をさらに発展させるものとして、自動執行性に限らず、国際法適合解釈ないし国際法の間接適用といった問題に取り組むべきことを示した。

加えて、国内外の裁判所相互の対話の問題について、民主的正統性の観点からの見取り図を作ることができた。

(5) さらに、厳密には国内の統治構造の問題ではないが、国内における行政手続の活用にとどまらず、国際レベル・グローバルレベルでの行政手続的手法の活用による、法規範の民主的正統性の確保を図る議論が盛んなことも紹介することができた。すなわちこれは、(3)の発展型としてのグローバル行政法の議論である。私は、本研究の一環として、グローバル行政法についてはその基本的なイメージ・内容の把握をニューヨーク大学での在外長なども通じて行うことができた。

(6) (4)の議論、とりわけ後者の、裁判所間の「対話」を巡っては、(5)のグローバル行政法の議論とも一部で架橋する形で、後掲学会報告に結実させた。この報告を通じて、私は、民主的正統性の観点を加味しつつも、裁判所間の「対話」を正当化し、あるいは限界づける道筋を示すことができたと自負している。

以上が、本研究の研究成果の概要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

山田哲史、憲法問題としての国際的規範の「自動執行性」、帝京法学、査読なし、29 巻 1 号 343-458 頁、2014 年

山田哲史、国際的規範と民主政、帝京法学、査読なし、29 巻 1 号 223-341 頁、2014 年

山田哲史、グローバル化時代の議会民主政(五)・完、法学論叢、査読あり、174 巻 2 号 102-125 頁、2013 年

山田哲史、グローバル化時代の議会民主政(四)、法学論叢、査読あり、174 巻 1 号 81-100 頁、2013 年

山田哲史、グローバル化時代の議会民主政(三)、法学論叢、査読あり、173 巻 4 号 103-128 頁、2013 年

山田哲史、グローバル化時代の議会民主政(二)、法学論叢、査読あり、173 巻 3 号 101-126 頁、2013 年

山田哲史、グローバル化時代の議会民主政(一)、法学論叢、査読あり、172 巻 2 号 82-102 頁、2012 年

〔学会発表〕(計 1 件)

YAMADA Satoshi, International 'dialogue' among courts and democracy, 比較憲法若手ワークショップ、2014 年 3 月 21 日、国立台湾大学法律学院(台北市)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 哲史 (YAMADA Satoshi)

帝京大学・法学部・助教

研究者番号：50634010

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：